

る。これは石城地方などには、現在も少し残っている風で、同年者の死人の知らせは聞くまいという、何か祈願のような形がうかがわれる。

第五章 年中行事

一、節 日

貞享二年（一六八五）、文化四年（一八〇七）の中荒組風俗帳には四節として、正月、五月、九月、霜月をあげ、日待、月待を行なっていたとある。今は五節句という言葉はあるが、三月三日の桃の節句、五月五日の端午の節句、九月九日の重陽の節句、これは菊の節句などともいわれ、これらの三節句のみが強く意識されているくらいで、他の二節句は村により、人によっても異なるようにさえなっている。

しかし一年を、季節の移り変りと共に、古くから折目をつけようとしていたらしく、会津地方ではこれをせつびとか、ものびといて、村を休み、餅を搗くとか、何か変り物をつくって、神仏にも供え、敬虔な気持ちでこれ意識しようとしていたようである。その重なるものが三節とか四節・五節などになる。

九月九日の重陽の節句などは、九日を重陽の節句といい、つぎの十九日を中の節句、二十九日を後の節句といつて、一カ月に三度もの節句を意識しようとしているらしい。

この節句には節礼に行くものとされているが、これは正月五日・三月三日・五月五日、それに盆礼の七月十五日で、先の節日とは必ずしも一致しないが、嫁や婿は夫婦揃って里の親に、酒一升、餅などを持って季節の挨拶に